



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行:CAPコンサルティングオフィス

代表 若田邦男

TEL 06-6110-7611 携帯 090-3946-5418

8
2025

要チェック

130万円の壁対策**キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コースを新設**

キャリアアップ助成金として、「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設されました（令和7年7月1日～）。これは、106万円の壁対策である「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充し、130万円の壁対策として新設されたものです。その概要は次のとおりです。

-----キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コースの概要（厚労省のリーフレットより）-----

拡充

年収の壁対策**労働者1人につき最大75万円助成します！**

キャリアアップ助成金

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

★いわゆる「130万円の壁」による働き控えの解消を図りたいとお考えの場合は、短時間労働者労働時間延長支援コース（新コース）の申請を検討してみましょう。なお、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請（切り替え申請）も可能となっています。ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

要チェック

令和6年度の精神障害の労災認定件数 初の1,000件超え 原因のトップはパワハラ

厚生労働省から、令和6年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

-----令和6年度「過労死等の労災補償状況」のポイント-----

●脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- 請求件数は1,030件で、前年度比7件の増加（うち死亡件数は前年度比8件増の255件）
- 支給決定件数は241件で前年度比25件の増加（うち死亡件数は前年度比9件増の67件）

●精神障害に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は3,780件で前年度比205件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比10件減の202件）
 - ・支給決定件数は1,055件で前年度比172件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比9件増の88件）
 - ・出来事別の傾向

支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108件の順に多い。

★報道では、精神障害に関する事案の支給決定（労災認定）の件数が増加していること（6年連続で過去最高を更新し、初の1,000件超え）や、その原因のトップがパワハラであること、3位にカスハラが入ったことなどが話題になりました。

こうした現状を見ると、「社員がハラスメントを受け、精神障害を発症し、労災認定される」といった事態を未然に防ぐためにも、相談窓口の設置や研修の実施など、ハラスメント対策をしっかり講じておく必要性を改めて感じさせられます。

ハラスメント対策についてご質問があればお気軽に尋ねください。

重要・要確認

令和7年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和7年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正といった令和7年度税制改正による改正規定が適用されます。

この改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和7年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（いわゆる「基・配・特・所」）

令和7年12月末未調整用

令和7年分 紙と所得者の基礎控除申告書 兼 紙と所得者の配偶者控除等申告書 兼 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長名	給与の支払者の名稱(氏、名)	(フリガナ)
給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	
給与の支払者の住所	あなたの住所又は居所	

記載のしあなはちら
記載のしあなはちら
記載のしあなはちら

記載のしあなはちら
記載のしあなはちら
記載のしあなはちら

基・配・
特・所

二次元コード
令和7年8月末実績
記載予定

◆ 紙と所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年の中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 紙と所得	円	円
(2) 紙と所得以外の所得の合計額	円	円

あなたの本年の中の合計所得金額の見積額
(1)+(2)の合計額) 円

○ 控除額の計算

区分1	
□ 132万円以下	95万円
□ 132万円以上336万円以下	88万円
□ 336万円以上480万円以下(A)	68万円
□ 480万円以上655万円以下	63万円
□ 655万円以上900万円以下	68万円
□ 900万円以上950万円以下(B)	68万円
□ 950万円以上1,000万円以下(C)	68万円
□ 1,000万円以上2,350万円以下	48万円
□ 2,350万円以上2,400万円以下	48万円
□ 2,400万円以上2,500万円以下	32万円
□ 2,500万円以上	162万円

基礎控除の額
※「区分1」及び「基礎控除の額」の欄に記載して下さい。

◆ 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族に該当するかは、農田の3-1の1)をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の氏名	特 定 親 族 の 個 人 番 号	特 定 親 族 の 生 年 月 日
1		あなたと配偶者の生年月日 (平成13年2月19日13時)
2		あなたと配偶者の生年月日 (平成13年2月19日13時)

○ 控除額の計算

特定親族の本年の中の合計所得金額の見積額 58万円超85万円以下 85万円超90万円以下 90万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下

控除額 63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円

*「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

◆ 紙と所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
あなたの配偶者の住所又は居所	あなたの配偶者の番号	あなたの配偶者の年月日

○ 配偶者の本年の中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 紙と所得	円	円
(2) 紙と所得以外の所得の合計額	円	円

58万円以下かつ年齢70歳以上
(昭和31.12月以降生)(
(老人控除特別控除者に該当)) (1)

58万円以下かつ年齢70歳未満
(
(2))

58万円超95万円以下
(
(3))

95万円超133万円以下
(
(4))

○ 控除額の計算

区分1		
①	②	③
区 A 48万円	38万円	38万円
区 B 32万円	26万円	24万円
区 C 16万円	13万円	12万円

配偶者の本年の中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)+(3) (4)

配偶者控除額 (1) 6万円 3万円
(2) 6万円 2万円
(3) 4万円 1万円
(4) 6万円 1万円

*「配偶者控除額」又は「配偶者特別控除額」の表を参考に記載してください。

区分2		
①	②	③
区 A 48万円	38万円	38万円
区 B 32万円	26万円	24万円
区 C 16万円	13万円	12万円

配偶者控除額 (1) 6万円 3万円
(2) 6万円 2万円
(3) 4万円 1万円
(4) 6万円 1万円

*「配偶者控除額」又は「配偶者特別控除額」の表を参考に記載してください。

配偶者控除額 (1) 6万円 3万円
(2) 6万円 2万円
(3) 4万円 1万円
(4) 6万円 1万円

*「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。



★令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておこうにしましょう。



8/12

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
 - 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 - 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとがき◆年度更新、算定などでウロウロしている間に7月が過ぎてしまいました。今回は7月号8月号の合併号となります。その間、令和7年度税制改正、年金制度改革が発表されました。今年の年末調整は極めて複雑になります。計算自体はシステムがしてくれますが、申告書をきちんと記載してくれるか心配です。